

室蘭市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、下記のとおり規約を定め、西いぶり消防通信指令事務協議会を設置したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月23日

室蘭市長 青山 剛

記

西いぶり消防通信指令事務協議会規約

（目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び財政面での効率化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（名称）

第2条 協議会の名称は、西いぶり消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市及び一部事務組合）

第3条 協議会は、室蘭市、登別市及び西胆振行政事務組合（以下これらを「構成団体」という。）がこれを設ける。

（管理及び執行事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

（1） 構成団体の災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達等に関する事務

（2） 前号に掲げるもののほか、第1条の目的達成のため必要な事務（事務を管理及び執行する場所）

第5条 協議会が前条に規定する事務（以下「担任事務」という。）を管理し、及び執行する場所は、室蘭市東町2丁目28番7号室蘭市消防総合庁舎内とする。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、室蘭市消防長の職にある者をもって充て、副会長は、登別市消防長及び西胆振行政事務組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、構成団体の消防職員のうちから、構成団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担当事務に専任で従事する職員(以下「専任職員」という。)の定数及び当該定数の構成団体間の配分については、構成団体の長が協議して定める。

2 構成団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の専任職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 専任職員以外に協議会の担当事務に従事する職員は、構成団体の消防長が協議して定める。

4 会長は、協議会の担当事務に従事する職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(会議の設置)

第10条 協議会に、担当事務に関する基本的な事項を決定する会議を置く。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(事務処理のための組織)

第13条 会長は、会議を経て、協議会の担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(構成団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその担当事務を構成団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する室蘭市の条例、規則及びその他の規程(以下「関係条例等」という。)を構成団体の当該事務に関する関係条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 室蘭市は、関係条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ登別市及び西胆振行政事務組合と協議しなければならない。

3 室蘭市長は、関係条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を登別市長及び西胆振行政事務組合管理者に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 担当事務の管理及び執行に要する費用の負担及び納付については、構成団体の長が協議により別に定める。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 担当事務の用に供する財産に関しては、構成団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する室蘭市の関係条例等を構成団体の当該管理に関する関係条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、構成団体の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和5年3月23日から施行する。